

ひゅーまんねつとわーく

地域に生きる

2005年10月 発行 / 第23号

社会福祉法人北摂杉の子会 萩の杜 ジョブサイトひむろ 社会福祉法人北摂杉の子会後援会 萩の杜家族会 ジョブサイトひむろ家族会
〒569-1054 大阪府高槻市大字萩谷14番地1 TEL 072-699-0099 FAX 072-699-0130 haginomori@nifty.com



自閉症療育センター「Will」療育風景

「将来構想検討委員会」からの報告

人権擁護・財産管理等検討委員会の中間報告



人権擁護・財産管理等検討委員会座長

萩の杜副施設長 河坂昌利

はじめに

親亡き後の我が子の行く末について、親御さんにとっては、大きな関心事であり、心配事だと思います。この重要な課題に法人として取り組むために、当小委員会は発足いたしました。

これまでに当小委員会は、学習会を2回、事前打ち合わせと会議をそれぞれ1回ずつ実施してきました。当委員会の発足当初、自分たちで資料を集め勉強会を実施していくつもりでした。

しかし、障害者の権利擁護のために制度化された地域福祉権利擁護制度は、1999年4月、成年後見制度は2000年4月より開始されたばかりで、福祉の世界において制度の概要や利用の仕方についてまだ十分に知られていないのが現状です。

座長である私もテキスト以上の知識は無く、更に具体的にどのような活動が行われているのかについては全くわからないという状況でした。まして、他の委員の方は、基本的な知識がほとんどないところから始めなければならず、決して少ないとは言えない資料をいきなり勉強し始めていくのには無理がある、と私たちは判断しました。

そこで、私を含めた委員5名の基礎知識の習得と権利擁護活動の実際の把握のために、現にその任に就いておられる方からお話を伺うところからこの小委員会の活動を開始していくことにしました。

以下、検討委員の紹介と簡単に時系列に沿ってこれまでの取り組みの報告をいたします。

1. 当委員会メンバー

河坂 昌利（法人評議員、萩の杜副施設長）

豊澤 進（ひむろ家族会会員）

西原 律子（ひむろ家族会会員）

山本 紀子（萩の杜家族会会員）

木下 直子（萩の杜家族会会員）

2. 具体的な取り組みの経過概要

（1）（第1回学習会）：『地域福祉権利擁護事業の概要とその実際』

2004年9月10日（金）に、高槻市社会福祉協議会の金子芳恵氏より、上記のテーマについて、お話を伺いました。その概要は、以下の通りでした。

この事業の根拠法は社会福祉法であり、主なサービスは、福祉サービス利用の支援やその他の毎日の暮らしに欠かせない生活上の支援である。より具体的には、ケアマネジャーの説明の場に同席し、本人の理解の確認、契約書の作成の支援、本人が利用する福祉サービスの苦情について苦情解決制度につなげる支援、通帳や証書の保管（1千万円まで）や日常の金銭管理などを行っている。支援の原則としては、支援者が本人のことを全てやっってしまうのではなく、本人が自分で出来るところは可能な限り自分でやって貰い、出来ない部分についてはきちんと支え、本人の持っている潜在的な能力を十分に発揮できる方向で支援している。

この制度利用の前提としては、本人と利用契約書を取り交わした上でのサービスの提供となる。判断能力に問題のある方は、場合によっては後見人を付けることを求めることもある。認知症の一人暮らしの方で、本人、後見人（社会福祉士）、高槻市社会福祉協議会とで契約し、後見活動は後見人、日常生活援助は高槻市社協が実施している事例がある。

この学習会で学んだことから、当法人の利用者は障害の重い方が多いことと、入所・通所の如何に関わらず日常の生活支援については当法人が行っていることを考え合わせれば、後見制度をどのようにうまく使っていけば良いのかということが、当面の私たちの課題になることが分かってきました。

(2) (第2回学習会)：『成年後見制度の内容と上手な使い方について』

2005年3月9日(水)に辻川圭乃弁護士をお招きし、上記のテーマで萩の杜家族会とひむろ家族会両会員に向けた学習会を高槻市生涯学習センターにおいて開催いたしました。(当日は43名の参加者があり、成年後見制度の存在、その大まかな概要と利用の方法について担当委員はもちろんのこと、両家族会会員に広く知っていただくことに成功したのではないかと思います。)辻川弁護士の講演は、私たちとの事前打ち合わせの内容を受ける形でこれまでの講演用パワーポイントに手を加え、当法人の利用者を具体的に想定した形で説明するものにしていただき、予備知識の全くない参加者にも分かり易いものでした。

その講演の概要は、次のようなものでした。

後見制度の具体的な役割は大きく2つあり、一つは本人(判断能力に問題のある本人)の生活・療養看護、もう一つは本人の財産管理である。

前者は、例えばケアプランの選択や本人が受けている福祉サービスのチェックなどであり、後者は、例えばアパート家主との賃貸契約、その費用の支払いや預金、土地などの固定資産の処分、保護、運用あるいは悪質商法の業者との契約の取り消しなどである。成年後見制度には、本人の判断能力の度合いに応じて、障害の重い方から後見、保佐、補助があり、障害が軽くなれば成る程、本人の意思を尊重する必要が出て来て、逆に後見人の権限が限定的になる。

また、その人が後見人に相応しいのかどうかの判断や後見人の活動の監督は家庭裁判所が行い、後見人に支払う費用の額も調査の上家庭裁判所が決定する。よって、現に利害対立がある、あるいは将来そのようなことが十分予想される場合は、例え親兄弟姉妹であっても後見人に選ばれないことがある。

3. 今後の取り組みについて

今年度に入り、私たちは、これらの活動のふり返りと今後の取り組みについて話し合う場を持ちました。そこで出された感想や意見は、この新しい制度に対する拭い難い不信感(兄弟姉妹や弁護士すらも本当に信頼できるのかという不安と不信など)といざ自分たちが使うとなった場合、具体的にどうしたら良いのかまたどんな課題が予想されるのかが本当のところわからない、というものでした。

私たちは、親御さんのこのような気持ちや思いをより広範囲に汲み上げるためにこの8月に両家族会の会員に向け成年後見制度についてのアンケートを実施しました。

このアンケート結果に基づき、今後の私たちの取り組み内容を決定したいと思っています。

権利擁護についての一般的な知識については、各委員の方は大雑把には理解していただけだと思っています。これからは、親である自分自身におきかえて成年後見制度を具体的にどのように活用するのか、というところに絞って当委員会の活動を展開したいと考えています。皆様のご期待、疑問や不安に答えられるように取り組んでまいりますので、今後もよろしくお願い致します。



「支援センターの立場から」

大阪府自閉症・発達障害支援センター アクトおおさか
センター長 新 澤 伸 子

はじめに

厚生労働省が平成14年度に「自閉症・発達障害支援センター事業」を創設し、平成16年3月末現在、全国で23の都道府県および指定都市にセンターが設置されている。平成17年4月1日に「発達障害者支援法」が施行され、従来の「自閉症・発達障害支援センター」は「発達障害者支援センター」として位置づけられることになり、これまでの取り組みに加えて、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害に対応しうる体制整備が必要とされている。¹⁾(以下、本稿では両者を特に区別する場合をのぞいて「支援センター」とする。)従来の「自閉症・発達障害支援センター運営事業実施要綱」²⁾はこの度改定されたばかりであり、本稿は従来の運営実施要綱に基づき支援センター事業を実施してきた現場の立場から支援センターのめざす役割、現状と課題について報告する。

支援センターの機能

従来の支援センター運営事業実施要綱によると、支援センターの目的は①自閉症等の発達障害児(者)の支援を総合的に行う地域の拠点 ②自閉症児(者)等やその家族への相談・助言指導③地域における総合的な支援体制の整備の推進とある。主な事業内容は①相談支援②療育支援③就労支援④普及啓発・研修とされている。支援センターに求められる発達障害に特化した支援の専門性を発揮しつつ、全都道府県域規模で機能していくためには、各ライフステージや部局を越えた関係諸機関の支援システムの構築が求められる。

支援センターの現状と課題

このように支援センターに期待される責務は大きい。1都道府県1ヶ所、4名の人員と限られた予算で事業を実施していくには、より効果的な事業展開方法を検討していく必要がある。「自閉症・発達障害支援センター全国連絡協議会」が平成15年1月に設立され、これまで年2回の実務者研修会の開催や機関誌発行などを通して情報交換等を行ってきた。平成16年度には全国連絡協議会として独立行政法人福祉医療機構の助成を受け「自閉症発達障害支援センターの役割とフィールドワークのすすめ方および地域資源ネットワークに関する研究」²⁾を実施した。これらの情報を元に支援センターの現状と課題を考察する。

各支援センターの設置されている地域の既存の社会

資源や連携システムの整備状況の違い、人口規模・面積・交通網等の物理的条件の違い等により、事業展開のし方は各支援センターが地域の実情に合わせて試行錯誤しているのが現状である。その中で医療との連携モデル、就労支援機関との連携モデル、学校教育との連携モデル等について、実際に成果のみられた連携の事例報告を全国連絡協議会や助成研究調査委員会で実施し検討してきた。共通した特徴として以下の点があげられる。①相談支援の件数のうち、高機能自閉症・アスペルガー症候群に関する相談が、いずれの年齢層においてもかなりの割合を占めていること ②支援センターが個別の事例や研修をとおして連携している機関は、学校教育機関が一番多い(最多のセンターで連携機関のうちの58%、最少のセンターで9% 報告書³⁾による)③労働、医療、司法機関との連携は各センターともまだあまり進められていない(各14%~0%)。次に、相談内容から現状の課題を分析すると、①発達障害に対する早期診断および療育システムの未整備 ②全年齢層において高機能自閉症・アスペルガー症候群の人への診断・相談・支援の受け皿自体がほとんどないこと ③既存サービスにおいて自閉症等の特性理解と特性に応じたより専門的な療育・教育・就労支援等の不足④思春期・成人期における二次障害の予防と対応などの課題があげられる。

今後に向けて

発達障害者支援法の制定により、これまで制度の谷間にあり支援サービスの受けられなかった知的障害を伴わない発達障害の人たちに対する国・地方自治体の責務が規定され、発達障害者支援センターの指定が義務付けられたことの意義は大きい。しかし、支援センターの支援対象者が、法における発達障害の定義に伴い拡大することに対する支援センター1ヶ所あたりの予算増は見込まれていない。また、すでに指定を受けているセンターにおいて、学習障害や注意欠陥多動性障害などへの支援に十分対応しうる専門性の確保は今後の課題であり、支援ネットワークの構築についても、これらの対象者を含めた再検討が必要となる。

一方、知的障害を伴う自閉症の人たちに対しては、福祉・教育の制度上、知的障害児・者への施策の中で支援がなされてきたが、障害特性の理解や特性に合わせた支援が十分なされてきたとはいえず、二次障害として重篤な行動障害を引き起こし社会適応が極めて困

難な事例も多い。今後も「自閉症」に対する理解と具体的な支援ソフトを発信し続けていくことは発達障害者支援センターとなっても、支援センターの重要な役割であろう。

国レベルでは法案の制定や19年度までに全国60箇所に支援センターを設置する計画で事業が進められ、大きな枠組みはできたものの、都道府県内、福祉圏域内で、どのような支援システムを構築し、具体的なサービス提供につなげていくは、各自治体や支援センターに負うところが大きい。実際のサービス提供の質において、地域間格差が拡大することも懸念される。今後の「発達障害者支援体制整備事業」⁴⁾の具体的な成果の中から、モデルとなる実践の情報を共有し、地域間格差の是正に努めていく必要がある。そのために各支援センターにおいても、自発的・積極的にモデル構築の作業に関与していき、他機関との役割分担の中でセンターの機能を明確化していく必要がある。

このような流れの中で大阪府では、平成16年度に府知事の招集により「自閉症・発達障害支援拠点ネットワークづくり検討委員会」を設置し、府内の自閉症・発達障害に関する実態把握と課題の整理、今後の方向性について報告書にまとめた⁵⁾。その中で、大阪府内の自閉症・発達障害支援ネットワークのモデルを提示し、一次医療・療育圏として地域の市町村保健センター・保育所・学校等、二次医療・療育圏として専門的な診断や療育が行える協力医療機関や療育施設、三次医療・療育圏として高度な診断や療育を行い、困難事例や研修等を受け持ち指導的役割をもつ松心園や自閉症・発達障害支援センターという位置づけを行って

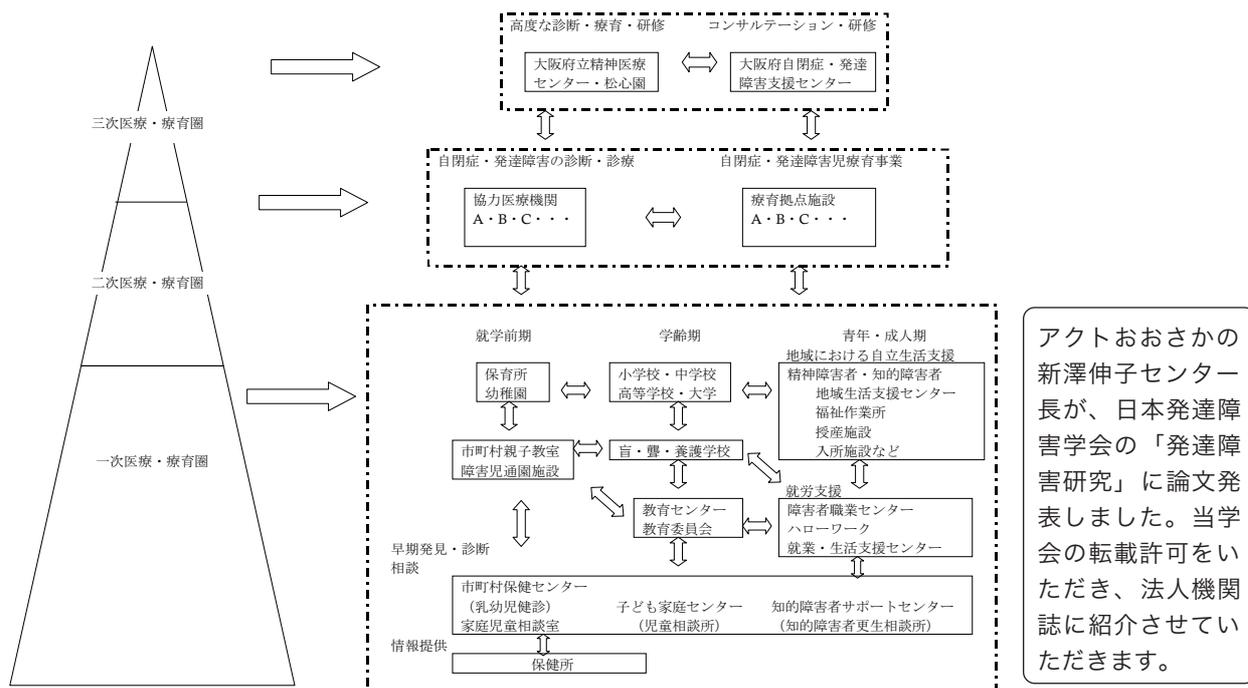
いる(図1「自閉症・発達障害支援ネットワーク全体図」参照)。その結果、府単費で「自閉症・発達障害支援事業」を創出し、①医師・施設関係者(指導員・心理士)養成事業②療育等支援事業(将来的に府内各障害福祉圏域に1ヶ所ずつの自閉症・発達障害児療育拠点施設を設置する計画で、平成17年度に3つの社会福祉法人に療育事業を委託)③啓発冊子作成事業をすでに開始している。

障害者自立支援法制定への動きの中で、制度上は障害種別を越えた障害保健福祉の総合化がうたわれているが、支援者の側の支援の質の維持・向上のためには、「支援センター」には、障害特性に合わせた専門性の高い具体的な支援プログラムを、コンサルテーションや研修事業を通して、学校や施設などの地域の教育・支援機関に提示できることがますます重要になってくると思われる。

参考資料

- 1) 「自閉症・発達障害支援センター運営事業の実施について」平成14年9月10日厚生労働省発第0910001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知
- 2) 「発達障害支援法の施行について」平成17年4月1日厚生労働省発第0401008号厚生労働事務次官通知
- 3) 「自閉症・発達障害支援センターの役割とフィールドワークのすすめ方、地域資源ネットワークに関する研修と研究」独立行政法人福祉医療機構助成研究報告書、自閉症・発達障害支援センター全国連絡協議会、2005
- 4) 「発達障害者の支援について」厚生労働省・社会援護局障害保健福祉部、平成17年1月19日全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料 抜粋
- 5) 「大阪府自閉症・発達障害支援拠点ネットワークづくり検討委員会報告書」大阪府健康福祉部障害保健福祉室精神保健福祉課、2005

図1. 自閉症・発達障害支援ネットワーク全体図



アクトおおさかの新澤伸子センター長が、日本発達障害学会の「発達障害研究」に論文発表しました。当学会の転載許可をいただき、法人機関誌に紹介させていただきます。

転載先 日本発達障害学会「発達障害研究」2005年7月27巻



グリーン特別養護老人ホームへの 就労支援について

ジョブサイトひむろ

主任 田端 たまみ

今年の1月より萩の杜利用者南浩聡さんへの就労支援をグリーン特別養護老人ホーム（以下、グリーン）にて行いました。仕事はグリーンの利用者さんの衣類を洗濯する業務です。その仕事を自閉症という障害を持っておられる南さんひとりが行います。まずは私がグリーンにて実習を行ない業務分析をし、1日のスケジュールを組み立てました。そのスケジュールを手立てに、南さんとともに本格的な実習を行ない、業務の整理や手順書作り、スケジュールの整理等々実施いたしました。

1. 作業場のスケジュールと構造化

スケジュールは月・火・金曜日用、水曜日用、木曜日用の3通りを作りました。といいますのも日によって、入浴があったりなかったり、パジャマ交換があったり、また洗濯物の出来上がる順番が違ったりするからです。文字のスケジュールで、セルフチェック式にしてあり、1つ終わるごとに南さんが確認しながらチェックして次の行動に移ります。また、私やグリーンのスタッフが途中でどこまで進んでいるかも確認しやすくなっています。

いよいよ、南さんがスケジュールをもとに自立して仕事のスタートです。スタッフの手を借りずにどこまでできるのか、

決められた時間内に予定の業務が全て終わるのかをチェックしていきました。その中でできるもの、できないもの、練習すればできそうなものなどを整理し、できない仕事に関しては始めから無理をせず、大変あつかましいお



(南さんのスケジュール)

願いではありましたが、南さんが出来る仕事だけをさせてもらえるようお願いしました。実習スタートと同時に職場の構造化も行ないました。それは、南さんにとって理解しやすくというのはもちろんの事ですが、グリーンの介護スタッフが洗濯機に汚れ物を入れる事になっていましたので、介護スタッフにとっても分かりやすくという点からも構造化は役立ちました。忙しいスタッフが、南さんに分かりやすいように協力してもらうには、グリーンのスタッフにとっても、ぱっとみて分かりやすく視覚化しておく事が一番でした。洗濯物も何曜日のどんな洗濯物というように種類によって乾燥時間が異なったり、たたみ方や収納の方法が違ったりしますので、洗濯機に入れる段階ではっきりと洗濯物の種類を提示し



(作業場の構造化)

ておかないと南さんが混乱して仕事ができないのです。今では、皆さんの協力で南さんは混乱することなく、種類別に乾燥時間をセットし、たたむ事が出来ています。しかし、丁寧にたたみすぎて時間がかかってしまうという問題点も発生し、色々工夫もしましたが、グリーンのスタッフも雑よりきれいな方が良いということで、5月の終わりからアシスタントさんに1時間弱入っていただいて、仕上げ時間の短縮を補っています。

2. 自閉症の理解

ところで、仕事をスムーズに行なうための支援は勿論のことですが、グリーンのスタッフと気持ちよく働けるように、南さんの自閉症という障害特性を理解して関わってもらえるよう、グリーンのスタッ

フ向けにお知らせを作り、そこに南さんのプロフィールや、自閉症の障害特性、具体的な関わり方やお願いなどを載せてスタッフの皆さんに配ってもらったり、エレベーターの掲示板に貼ってもらいました。また、グリーンの主任さんには会議の際に南さんの仕事振りやわからないことなどを必ずスタッフの皆さんに聞いていただいて、こちらにフィードバックして頂いています。そこで出てきた質問や問題は、主任さんにすぐにお答えするようにしています。

3. 通勤支援

また通勤支援においては、最寄の駅でバスのチャイムを押せない問題を、バス停のチェックリストで一駅ずつチェックしていく方法を使い、目的地で下車できるようになりました。便利と思った回数券はかえって南さんには混乱、自宅への帰省時に使っているお金に変えると大丈夫でした。今使えているスキルや手段はそのまま用いる事。また思い込みや決めつけの支援ではなくひとつひとつ細部にわたってチェックし具体的な支援の必要性を再認識しました。

4. その他

それ以外に、細かい所ではエレベーターの乗り方、休憩時間の過ごし方、仕事が早く終わった時の過ごし方、挨拶の仕方、内線電話のかけ方、ハプニングの時の対処の仕方などたくさんのお話を覚えてもらいました。ひとつひとつを南さんに合わせて具体的に支援して来ましたが、障害特性からもハプニングにはとても弱く、初めから私のほうも、どんなハプニングが起こりうるか予測がつきにくかったため、ハプニングが起きた時にすばやく対処方法を具体的に視覚提示しました。



(南さん理解のためのお知らせ)

最後にせめて実習だけでもと思って始めた就労支援でしたが、南さんのできる仕事を明確にし、丁寧にたたみすぎて仕事がゆっくりである事や現在不安に感じている点などお話しさせていただきましたところ、先方の方が「やってみてどうしてもだめだったら、そこでまた考えれば良いじゃないですか。」と言ってくださり、無事3月1日に契約となりました。南さんを理解しよう、応援しようとしてくださる方がいると言うことが、一歩踏み出すきっかけとなりました。

出来ない事をいかに出来るようにするかという視点ではなく、持っている力を最大限に発揮し、どうしても出来ないことは、そこだけフォローしようという考えで支援してきました。

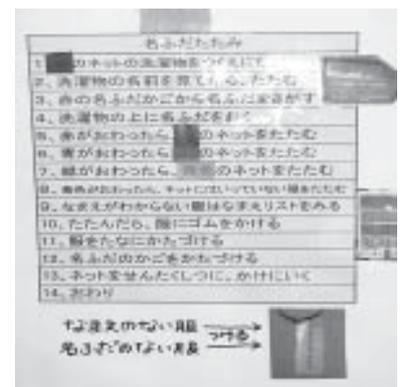
今後も地域にある特別養護老人ホームで、南さんの持っている力を最大限に発揮し、自信を持って生き活きと働いて欲しいと思います。苦手なこと、出来ないことは少しだけ周りの人達に支えてもらいながら、南さんらしさを生かして頑張っていたいだきたいと思います。そして、今後もJ Sひむろから見守りながら、継続して支援して行きたいと思います。



(たたみ作業中の南さん)



(乾燥機から取り出している南さん)



(たたみ方の指定書の一例)

ちょっと工夫、 ちょっとアイデア



ジョブサイトひむろ

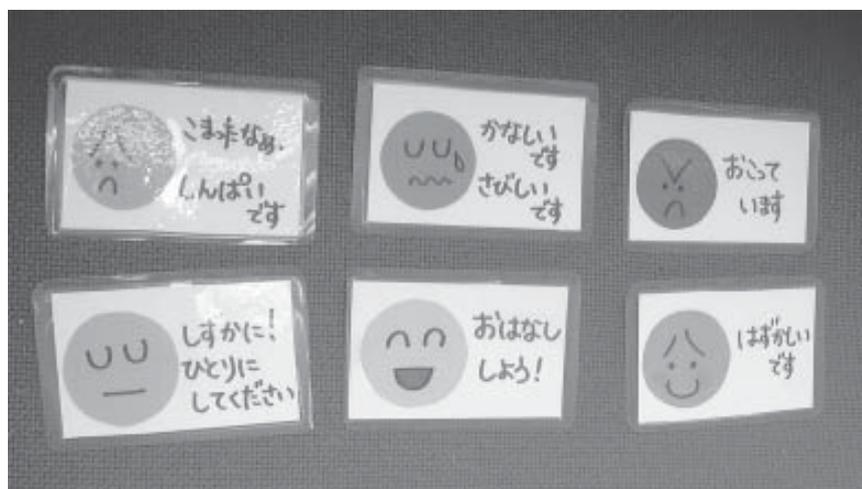
労働支援係 ^{たか}高 ^{はし}橋 めぐみ

Aさんは、おもしろいことや利用者さん、支援員との会話が大好きで、相手に伝えたいことがたくさんあります。「昨日ね、こんなことがあってね…」「テレビみた？おもしろかったあ、笑いすぎたわ」

このようにAさんは、日々の嬉しかったことや楽しかったことをいろいろな言葉で伝えてくれます。しかし、戸惑いや不安、否定や怒りの感情についてはうまく表現できず、拒絶的な態度でしか伝えられないことがあり、その度にAさん自身も深く傷ついていました。「前に、嫌なことを言われたのを思い出して大きな声をだしてしまった」「本当は大好きなのに、どうやって話しかければいいのかがわからず、大嫌いと言ってしまった」「自分だってみんなと仲良くしたい。こんなに怒りたくない。どうしてこんなことになってしまうんだろう、嫌になる…」

Aさんの言葉から、怒りの裏には複雑な心境が隠れていることがわかりました。また、誰もが悩む「こんなことを言ったら嫌われるかも。笑われるかな？恥ずかしいな」の気持ちも強いようです。

Aさんの望んでいる「みんなと仲良くしたい！」を達成するには、こころの中の「見えなけれど本当の気持ち」を「相手に伝える」という、とても難しい課題に挑戦しなければなりません。

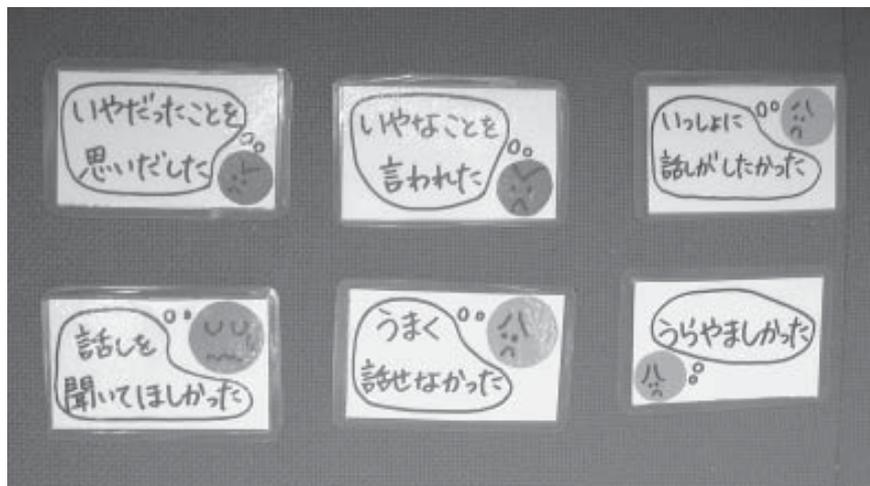


『おはなしカード』

そこで、「見えない気持ちを『見える気持ち』にしてしまおう！」と、Aさんが涙ながらに伝えてくれた気持ちを『文字と、感情を表す表情マーク』で視覚化し、カードにしていくことにしました。

まず、相手と話しをする時に使う『おはなしカー

ド』をつくりました。これは「話がしたい」「恥ずかしい」「悲しい」「わからない」といった感情を怒りで表現するのではなく、カードを相手に見せることで本当の気持ちを相手に伝えられるようにしました。とはいえ、自分の本当の気持ちを偽りなく相手に伝え続けることは誰にとっても困難で、勇気が必要です。そこで、自分の気持ちを相手への怒りで表現してしまった時のために、怒りの裏に隠れている「見えない気持ち」を代弁する『きもちカード』もつくりました。こちらも文字と表情マークで視覚化しましたが、文字はふきだしで囲み、おはなしカードと区別しています。



『きもちカード』

Aさんはカードを見て「これを見せればいいね！」と喜んでいましたが、利用者さんとのかわりの中でカードを使うにはまだまだ抵抗があるようです。しかし、支援員とのかわりにおいては『怒りに隠された気持ち』をカードとことばで表現できています。すべてをことばで伝えるにはやはり気持ちの整理が必要で、その分だけ悲しい気持ちが続いてしまいます。カードを併用することで支援員も、よりスムーズにAさんの隠された気持ちを知ることができ、具体的な解決方法について話し合うことができるようになりました。また、他の利用者さんたちにも『見える気持ち』はとてもわかりやすいようです。

Aさんへの支援を通して、「コミュニケーションをとる」ということは「自分と向き合う」ことでもあるということを感じています。この容易ではない、辛い作業をひとつひとつこなしていくAさんの姿から、たくさんのことを教えられました。私もAさん、そして自分自身と向き合いながら、まずは「1対1のコミュニケーション」から、そして少しずつ「集団でのコミュニケーション」へとつなげていけるような支援を考えていきたいと思います。





柏木哲夫先生講演会：「命の輝き」

北摂杉の子会 後援会

事務局長 棚 山 薫 晴

当法人は今回「命の大切さ」、「人として生きることの意味」、「共に生きること」について多くの市民の方々と一緒に考えるため、金城学院大学学長 柏木哲夫先生の「命の輝き」をテーマとする講演会を開催しました。

講師の柏木哲夫先生は日本のホスピス・ケア（末期の患者の身体的苦痛や死への恐怖をやわらげるため、医療的・精神的援助を行うもの）の創始者であり、日本ホスピス・緩和ケア研究振興財団理事長などの要職も務めておられます。また、「生と死を支える」、「死にゆく人々のケア」、「死を学ぶ」など、多数の著書があります。

当日の7月24日（日）14時～16時には、会場である「高槻市立現代劇場大ホール」には1000人近い参加者が集まりました。講演会は当法人の松上利男常務理事の司会で始まり、今村一二三理事長が挨拶の中で当法人の設立からの経緯を紹介し、次いで柏木先生のお話に入りました。

柏木先生のお話は「命と生命」、「心と魂」についてのものであり、臨床の中で約2500名の患者さんやそのご家族とのご体験によるものです。参加者は先生の巧みな話術とユーモアに引き付けられ、あっという間に約90分間の講演が終わりました。以下に、先生のご講演の内容を簡単にご紹介します。

話は、まず「言葉に対するこだわり」とそのプラス面から始まりました。最近、レストランやレジで使われる「枝豆になります」、「1000円からお預かりいたします」から、重ね言葉である「頭痛が痛い」、「良く良眠する」、「黙って沈黙する」、「外に外出する」などを気になる言葉として挙げられました。日本の俳句、和歌、川柳は表現にこだわるものですが、おかしみ、うがちを含む川柳にはそのユーモア、笑いで普段背負っている重荷を軽くする効用があります。四首を紹介されました。

- ・部分やせ したい部分が 大部分
- ・私って 深みないけど 幅がある
- ・粗大ごみ（定年を迎えたご主人）朝に出しても 夜戻る
- ・粗大ごみ 家事を仕込んで 再利用

「言葉に対してこだわる」ことにより新しい洞察、新しい考え方、思想の広がりが出てくる場合があるとのことで、次は講演会のテーマである「命の輝き」の命と生命の違いについて話をされました。生命と命には三つの違いがあります。第一は、有限性（生命）と無限性（命）です。人間の生命には終わりがあるが、命は個人の心の中で無限に生きることが出来ます。第二は、閉鎖性（生命）と開放性（命）です。人間の生命を維持する臓器は体の中に閉じ込められていますが、命は開放されています。第三は、客観性（生命）と主観性（命）です。生命現象（血圧、呼吸数、尿量など）は客観的に数字で見ることが出来ますが、例えば北摂杉の子会の命と言った場合の考え方は様々であり主観的です。

命（存在の意味）に対するケアについて、二つのエピソードを紹介されました。一つは、生まれつきの障害を持った息子さんを40年間介護したご夫婦の話。息子さんが40歳で亡くなり、傷心のご夫婦は旅行に出かける時には息子さんの写真を持っていきます。あるとき、飛行機の中から息子さんに富士山を見せるため、その写真を窓際におきます。そのときドリンクサービスをしていた客室乗務員がご夫婦にジュースをサービスします。更に、三杯目のジュースを、「窓際の方にもどうぞ」といいながらご夫婦に渡します。

二つ目は、奥さんを病気で亡くしたご主人の話。一人の旅でレストランに入り、奥さんの小さな写真をテーブルの上に置く。ビールとおつまみを注文し、奥さんの分を入れてグラスを二つ頼む。ウエイトレスがテーブルの上に小さな写真に気づき、お箸と取り皿をもうひとつ持ってきてだ

まっでご主人に渡します。

ご夫婦の息子さんや、ご主人の奥さんの生命はこの世にはありません。息子さんや奥さんの命は、それぞれご夫婦とご主人の心の中に生きています。

感性は気付き、感動、行動で完成します。窓際の写真、テーブルの上の小さな写真に気付き、三杯目のジュース、もうひとつお箸と取り皿を渡すという行動を起こした客室乗務員とウエイトレスの素晴らしい感性に非常に感動したというお話でした。

「言葉に対するこだわり」がひとつの洞察、考え方を生み出すことを経験した例として、二つのエピソードを紹介されました。一つは、作家の三浦綾子の命を感じさせる言葉です。ある放送局のインタビューに対し、「私は小説を書き続けることが私の使命だと思っています。使命と言うのは“命を使う”と書くでしょう。「死ぬまで小説を書くことに命を使って生きたいと思います」。もう一つは、瀬戸内海にある島の老医師の言葉です。「この島の診療所で懸命に生きてきました」（懸命とは“命を懸ける”と書きます）。「ここに骨を埋めることが私の宿命だと思っています」（宿命とは“命が宿る”と書きます）。

これまでは「命」の話でしたが、先生が医学生時代の組織実習について「生命」のお話もされました。人間の脳、肝臓などの臓器を顕微鏡で見て、人体の不思議さを感じられたそうです。全身の血管をつなぎ合わせると約90,000kmの長さになり、これは地球を二周以上する長さになります。また、約500万個ある脳細胞の突起をつなぎ合わせると、月と地球を25往復する長さになります。毛髪は一人平均十万本あります。このように小宇宙的な人体の構造はすべて、直径0.07mmの卵子と0.05mmの精子の結合から出来てきます。人体の不思議な構造を学んだ結果、先生は次の三つの確信を持ったと言われます。

- ・ 人を殺してはいけない
- ・ 自殺をしてはいけない
- ・ みんな平等である

障害者の体も0.07mmの卵子と0.05mmの精子の結合から出来てきており、体の構造もすべて同じ、だから平等であり、大事にしなければいけない。

次は心（精神）と魂の話です。人間は身体的な

存在、精神的な存在、社会的な存在であると同時に、霊的な存在であり魂を持っています。人間は身体的、精神的、社会的に健康であるだけでなく、魂も健康である必要があります。日本では毎年3万人以上の人が自殺をしており、その中にうつ病がかなり大きなウエイトを占めています。しかし、うつ病の患者さんでも自殺をする人、自殺をしない人がいます。先生のお考えでは、自殺をする人は病気が心を越えて、魂に入った人ではないかということです。動物は魂を持っておらず、決して自殺をしません。因みに自殺の三要素とは1) 自分の手には負えない体験をしている、2) その手には負えない体験がずっと長く続くと思っており、自分を消す以外に道がないと考える、3) 自分を消す以外に道がないと思っている人に歯止めがかからない。

最後は、多くの患者さん看取って教えられた二つのことをお話されました。

- 1) 生の延長上に死があるのではなく、日々死を背負って生きている（交通事故、災害による死など）

先生は矢先症候群（～しようと思っていた矢先に、こうなった）があると言われます。これに対処するには、「本当にしたいことは、すぐにする事」です。

- 2) 人は生きて来たように死んでゆく

死に様は、生き様の反映です。良き死を死すためには、良き生を生きなければならない。良き生とは、感謝の人生のように思われます。感謝の源泉は、魂の平安です。

末期は人間の誰にでも必ず来ます。末期になれば、実際上の衣、社会的な衣など、すべての衣は剥げ落ちます。魂に平安がある人の最期は看取りやすく、魂に平安がない人の最期は悲惨です。

生を受けた者は、例外なく死を迎えます。また、現在は二人に一人はがんになる時代であり、夫婦の中一人はがんになります。そこで、誕生日に死を思い、結婚記念日に夫婦でがんを語り合うことが必要です。

また、会場では柏木哲夫氏の著書の中から「あなたともっと話したかった」、「ベッドサイドのユーモア学」、「生きていく力」の販売も行われ、完売という盛況振りでした。

□法人へのご寄付に感謝します (2005年7月1日～8月末日)

渡辺信枝 池田美保子 ころほっこり

□後援会ご入会と会費納入に感謝します (2005年6月23日～8月25日)

上原より子 藤井弘子 松本範雄 松本靖子 柄須賀早智子 塩田好子 塩田裕正 関剛之 関与子
金沢佳満 金沢陽子 中林忠雄 赤澤筆子 辻五子 南浩聡 南昌子 二改順子 藤本太 門口映子 久保茂
(株)安全食品流通センター 伊藤玲子 ウエイネン菓子 井関京子 具志堅進 降幡聡 降幡宏子
(株)イデア代表取締役佐藤章 新開健治 水谷真里 瀧川盛夫 瀧川大悟 池田資文 池田美保子
池田洋子 竹内知子 中谷日出子 本田文江 植松信機 植松里枝 沖本太 沖本公郎 沖本卓郎
沖本美公子 植松正機 植松登志子 植松芳哲 谷川百合 北畑弘一 垣本寿也子 野口みち子 小林伸次
小林真理子 藤崎文子 吉田勢蔵 荒木茂子 森田弘 森田俊博 森田豊子 森田靖紀 河野みゆき
森谷薫美 森谷弘雅 水間弘育 水間尚子 水間茂子 棚山妙 棚山薫晴 棚山勝行 有川輝久 有川光洋
有川智美 有川由子 有川洋太郎 小野明子 八幡幸子 富田カズミ 朝倉千涼 笠原敦子 加島孝人
金子京子 降幡恵 阪口改 西村正雄 早原君子 大西幸子 中村潤 中村四葉 田村和子 藤下樹
肥田美代子 北村久美子 林智恵 宮地和子 新保益代 新保正秋 堀部悦子 阿部倫子 堀川浩二 平田実
平田登代子 加藤千恵子

□後援会へのご寄付に感謝します (2005年6月23日～8月25日)

水間弘育 八木八郎 田寺文子 長柄恭行 平井 田岡由紀子 大橋敏 北畑弘一
柏木哲夫先生講演会募金箱 肥田美代子 清田誠治 中谷日出子 田村和子 降幡恵 西田源太郎

□家族会へのご寄付に感謝します (2005年7月1日～8月末日)

松岡由美子 ほかほか弁当園田店 美容室パナッシュ 田口 井上 矢橋 中村 牧野 柏原
植松登志子 布施明美

□物品のご提供に感謝します (2005年7月1日～8月末日)

不二園芸 堀 岡本 梶原明子 杉山桂子 鶴谷 藤井みち江 岩忠 島脇 月岡 井口文久子 田中幸子
中村 長井美代子 金森 嶋田輝美 玉井柳治 古賀

□ボランティアに感謝します (2005年7月1日～8月末日)

ほかほか弁当園田店 松木咏子 岡本敦子 佐々木映世

(敬称略 順不同)

寄付と後援会入会のお願い

社会福祉法人「北摂杉の子会」後援会の趣旨に賛同され、ご支援して下さる方々の寄付及び後援会への入会をお願い申し上げます。寄付金と後援会費は法人を支援するための資金とさせていただきます。

記

1. 寄 付 金		円
2. 個 人 会 員	年間一口	2,000円
3. 団 体 会 員	年間一口	10,000円

お振込みは下記口座まで、もしくは、同封の振込用紙をご利用下さい。皆様のご支援とご協力をよろしくお願い致します。



郵便振込口座 北摂杉の子会 00920-8-90859



社会福祉法人北摂杉の子会

TEL (072) 662-0055 FAX (072) 662-0056
[E-Mail] act-osaka@nifty.com
[URL] http://homepage3.nifty.com/actosaka/

□ 知的障害者生活施設 萩の杜

□ ショートステイセンター ぶれす
〒569-1054 高槻市大字萩谷14番地1
TEL (072) 699-0099 FAX (072) 699-0130
[E-Mail] haginomori@nifty.com
[URL] http://homepage3.nifty.com/suginokokai/

□ 知的障害者通所授産施設 ジョブサイトひむろ
〒569-1141 高槻市氷室町1丁目14-27
TEL&FAX(072)697-2234 [E-Mail]andante-himuro@nifty.com

□ 生活支援センター あんだんて
〒569-1141 高槻市氷室町1丁目14-27
TEL (072) 697-2233 FAX (072) 697-2234
[E-Mail] andante-himuro@nifty.com

□ 大阪府自閉症・発達障害支援センター アクトおおさか
〒569-0077 高槻市野見町3-14第2高谷ビル2F

□ 自閉症療育センター will

〒569-0077 高槻市野見町3-14第2高谷ビル2F
TEL (072) 662-0100 FAX (072) 662-0056
[E-Mail] will150@nifty.com

□ 大阪自閉症支援センター

□ 児童デイサービスセンター an

〒558-0004 大阪市住吉区長居東2-2-4加島ビル3階
TEL (06) 6607-2249 FAX (06) 6696-8613
[E-Mail] oasc2002@m08.alpha-net.ne.jp
[URL] http://www.aa.alpha-net.ne.jp/oasc2002/

□ グループホーム とんだ

〒569-0814 高槻市富田町5-13-14

□ グループホーム みやた

〒569-1142 高槻市宮田町3-4-1

発行人 社会福祉法人北摂杉の子会 理事長 今村一二三
発行日 2005年10月10日

発行所 北摂杉の子会 住所 大阪府高槻市大字萩谷14番地1

定価 100円

